

○教育訓練時の健康管理上の留意事項について（通達）

昭和45年11月21日

海幕衛第5779号

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

標記について、教育訓練時の健康管理には常に意を用い事故防止に努力されているところではあるが、最近の事例にかんがみ、なおいつそう次の事項に留意のうえ事故の防止に万全を期されたい。

記

- 1 マラソン、遠泳、登山競技等、比較的耐久力を必要とする体育等の教育訓練実施時には、参加者に対する事前の健康チェックを確実にこなう。
- 2 事故発生時、事故現場における最初の救急処置に遺憾のないよう、隊員全般の基礎的救急処置能力の維持向上に意を払い、救急法教範を活用して計画的な反復演練を実施する。
特に幹部自衛官に対してはその指導能力を養成する。
- 3 救急資材は、常に使用可能な状態に保持する。
- 4 緊急時の連絡方法並びに傷病者の輸送手段及び収容先等を常に明確にする。